

「医療法改正に伴って」
座長集約

杜の都産業保健会 鎌倉 克行
星総合病院 続橋 順市

2019年3月11日に厚生労働省から医療法施行規則の一部を改正する省令が交付され、2020年4月1日より施行された。

この改正により大きく4つの体制確保が必須となり

- ①診療放射線に係る安全管理のための責任者の配置
- ②診療放射線の安全利用のための指針の策定
- ③放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施
- ④放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

施行より一年以上が経過したが各施設の実施状況や立入検査の状況、実際どのように行われているのかなどをこのカンファランスで検討した。

今回は施設側から見た感想や課題、立入検査する側から見た感想や課題を二人の演者に講演してもらいました。

*一人目は責任者に選任されている公益財団法人星総合病院の佐久間氏

星総合病院は430床の地域医療支援・救急告示病院で医療被ばく低減施設でもある。責任者に選任された佐久間氏より星総合病院での医療放射線安全管理責任者の配置や安全管理のための指針策定や研修会の実施方法、被ばく線量の管理と記録方法を詳しく説明してもらいました。星総合病院では実態(企画力・実行力)を伴う人がふさわしいと責任者に放射線技師が任命された。もちろん安全推進委員長及び放射線科医より適切な指示を行う体制が担保されている。指針の作成は日本診療放射線技師会のモデルを参考にして策定した。

安全管理講習会について、令和2年度はWebによる研修にて開催した。1週間毎に期限を決め未受講者には部署単位で催促を行い、複数回催促し受講率を上げた。線量管理については線量管理レポートを画像情報と共にDIOCMへ送信、RDSRにて線量情報を線量管理ソフトへ送信している。管理ソフトも導入したので、今後は有効な線量管理をしていく。DRLs2020についても、ほぼすべての項目で設定値を下回っており最適化への取り組みが見られた。被ばくの説明と対応についてもマニュアル化されており誰が対応しても同じように対応できるようにしている。

*二人目は立入検査をする側の立場から宮城県保健福祉部の小野寺氏

令和2年度から立入検査項目(放射線管理)が増えたことと実施の根拠、追加された検査項目などを詳しくご説明された。また医療法上求められる院内組織があるが、放射線安全管理が増えたことでの注意点などを話されました。

4つの体制確保についても責任者、指針、研修、方策について立入検査をする側から詳しく解説されました。令和2年度は立入検査を実施しなかった保健所も多いが、今後の注意点や準備しておくことなどを丁寧に述べて頂きました。

また法改正で水晶体の線量限度が年間50 mSv、5年間で100 mSvに引き上げられましたが、法改正の経緯(実行線量)1年間で5年間で管理する線量限度、5年間で意識しながら被ばく管理することなどを宮城県内施設の実態も交えながら教えていただきました。

被ばくの線量管理は国からの通知で労働基準監督署と保健所が連携して取り組むようになっておりますが、電離放射線障害防止規則(健康診断や労働者の被ばく管理等)については保健所(県庁・保健所設置市役所)ではなく各都道府県の労働局(国の機関・厚生労働省)に問い合わせたほうが良いとの事。

法改正により新たに加わった4業務は必ず実施し適宜見直しが必要(保健所の立入検査でも確認されます)です。不均等被ばくの実施と水晶体の線量限度に注意(労働基準監督署も検査に入ります)することも必要です。

今回のカンファランスでは、2演者のご講演と参加者(視聴者)とのディスカッションにより活発な意見交換ができ、医療法改正に伴う医療放射線安全管理についての認識を全体で共有できた。